



令和6年度 第1回 東海村 村長定例記者会見資料

日 時： 令和6年5月31日（金）10:00～11:00

場 所： 東海村役場 3F 庁議室

◎ 重点事項

No	案件名	担当課	ページ
1	東海村シティプロモーション 新！「ロゴマーク・ブランドメッセージ」の公表について	地域戦略課	1
2	イオン株式会社との包括連携協定に基づく取組み 第一弾！ご当地 WAON カードのデザイン決定について	政策推進課 地域戦略課	2
3	村発足 70 周年記念事業 庁内に推進実行本部を設置し実施方針を決定	政策推進課	3

◎ 定例事項

No	案件名	担当課	ページ
1	「第 46 回 東海まつり」の開催について	産業政策課	4-5
2	難聴者補聴器購入費助成の開始について	総合相談支援課	6
3	東海村奨学金返還支援事業の開始について	学校教育課	7
4	若者がまちづくりの主役だ！ 「とうかいむら高校生まちづくりスクール」・「東海村わかもの会議」が始動	地域戦略課	8-10
5	令和6年第2回東海村議会定例会 提出議案概要	総務人事課	11-13
6	令和6年第2回東海村議会定例会 補正予算概要	財政経営課	14-15



東海村シティプロモーション

新！「ロゴマーク・ブランドメッセージ」の公表について

村では、令和4年度からシティプロモーションの再構築に着手し、これまで、方向性の検討や住民ワークショップ、職員研修等を展開してきました。そして今年3月、シティプロモーションをひとつづくりの仕組みと捉え、「**地域（まち）に真剣（マジ）になる人を増やす**」ことを掲げた『**東海村シティプロモーション指針 ver.0**』を策定しました。

先日、5月11日には、グルービー樫の木公園を会場に開催された“ラフェット・デラブル”において、多くの来場者でにぎわう中、「**いいムラをつくろう とうかいむら**」のブランドメッセージとロゴマークも発表いたしました。

今後は、住民が地域への愛着や誇りを持つことができ、「村をお奨めしたり、活動に参加したりする」意欲が高まるよう、このブランドメッセージとロゴマークを徹底的に活用しながら、まちづくりに関わる「場づくり」と、共感や想いを伝える「情報発信」を軸にシティプロモーションを展開し、人を介したまちづくりの好循環を生み出していきます。



東海村を**やわらかい有機的な形状へとシンボルマーク化**。

そのマークを様々な色のムラで描き、均一ではなく、さまざまな価値観（味のある個性）の人々が集まり、東海村を良くしたいと想う気持ちを、東海村の形状に重ねたシンボルマークに込めています。

ムラは、雑・統一感がない・綺麗じゃないといったマイナスのイメージもありますが、アートワークで表現すると、いい個性として生まれ変わります。

東海村にいる人はみんな同じではない、さまざまな個性の集合体で、「居心地がいい自治体を作ろうとしている」「前に進む意識がある」ということをシンボルマークで伝えていきます。



イオン株式会社との包括連携協定に基づく取組み

第一弾！ご当地 WAON カードのデザイン決定について

東海村とイオン株式会社は、相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効活用した協働による取組みを推進し、一層の地域活性化及び村民サービスの向上を図ることを目的として、3月20日に包括連携協定を締結しました。

この度、連携施策の第一弾となる「ご当地 WAON の発行」に関連して、シティプロモーションのロゴマーク「いいムラをつくろう」とマスコットキャラクター「イモゾー」がコラボレーションしたカードデザインを決定いたしました。

ご当地 WAON は、利用金額の一部が寄付される仕組みとなっており、村では、「こども・わかものを応援するプロジェクト」に活用していく予定です。

今後は、7月28日に開催される「第46回東海まつり」において販売を開始するべく、協定に基づく共同キャンペーンを準備するなど、イオン株式会社との共創の取組みを推進してまいります。

(表面)



(裏面)





村発足 70 周年記念事業 庁内に推進実行本部を設置し実施方針を決定

東海村は、**令和 7 年 3 月 31 日に村発足 70 周年**の節目を迎えます。

村発足 70 周年という節目を村民全体で祝うとともに、これまで先人たちが築いてきた歴史を振り返り、郷土に誇りと愛着を持ち、将来を展望し新たな村政進展の契機とする。そして、この思いを、未来の東海村を築いていく次世代につなげていく。このことにふさわしい記念事業を令和 7 年度をメインとして、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間実施していきます。

【基本方針】

- (1) 郷土への愛着や誇りを高める取組み
- (2) 次世代へつなぐ未来の東海村へ向けた取組み
- (3) 村の魅力発信の取組み



平成 17 年 東海村発足 50 周年記念式典

取組みの内容

(1) 記念式典の実施

令和 7 年 7 月 6 日(日)に東海文化センターで開催します。名誉村民その他特別表彰や記念映像上映、村民の方が楽しめるような催しを実施する予定です。

(2) 記念事業の実施

令和 7 年度を中心に実施します。わかものを含めた多くの住民を巻き込みながら、多くの人に楽しんでいただける事業や、官民共創事業、東海村の魅力を発見・再発見し、郷土愛を育んでいけるような事業などを予定しています。

(3) 関連事業の実施

庁内で 70 周年記念の冠事業を募集し実施していく事業や、東海 4 大まつりなど多くの人が集まるイベントを拡充し、にぎわいを創出していきます。また、令和 6 年 4 月から村民の方が企画・実施する事業について補助をする“村発足 70 周年記念”東海村企画公募補助事業が先行して実施されています。その他にもイオン株式会社との包括連携協定に基づく取組の一環として、ご当地 WAON の発行も予定しています。

(4) 記念誌等の発行

令和 8 年度末を目安に発行します。記念式典の様子や記念事業の内容も記録として掲載する予定です。広報誌でも令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月にかけて、村の歴史を振り返ることができる記事を連載していきます。

(5) 村発足 70 周年記念ロゴマークの作成

村発足 70 周年記念のシンボルとなる記念ロゴマークを、これからの村の未来を担う東海村の小中学生から募集します。子どもたちの東海村に対する郷土愛を育みつつ、完成したロゴマークを活用し、70 周年記念の PR 活動へとつなげていきます。



「第46回 東海まつり」の開催について

東海村の夏の風物詩「東海まつり」
イベントと花火大会が両方開催されます。

今年のテーマは

夏華大笑

～大いに楽しみ大いに笑う 未来につなげる真夏の2日間～



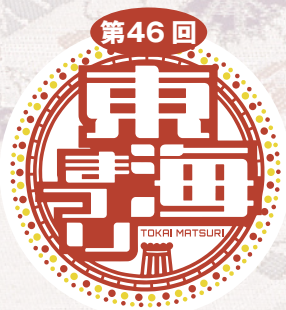
皆様お誘いあわせの上、ぜひご来場ください。

【イベント】

- 期日 **令和6年7月28日(日)** ※荒天中止
- 時間 11:00～20:00
- 場所 JR 東海駅東口（駅東大通り）周辺

【花火大会】

- 期日 **令和6年8月11日(日)** ※荒天延期（期日未定）
- 時間 19:00～20:30
- 場所 阿漕ヶ浦公園



夏華大笑

東海まつり

大いに楽しみ大いに笑う
未来につなげる真夏の2日間

花火大会

8月11日 日

19:00~20:30

阿漕ヶ浦公園

※荒天延期 (期日は未定)

イベント

7月28日 日

11:00~20:00

JR 東海駅東口
(駅東大通り) 周辺

※荒天中止

第46回東海まつりテーマ

夏華大笑
♡

～大いに楽しみ大いに笑う
未来につなげる真夏の2日間～

お祭り参加者
大募集

参加者・出店者・協賛者・実行委員
ボランティアスタッフ

5

主催：東海まつり実行委員会
事務局：東海まつり実行委員会事務局（東海村観光協会内）
連絡先：tel.029-287-0855 fax.029-283-5001
URL： https://www.tokai-kanko.com/tokai_fes/html/





難聴者補聴器購入費助成の開始について

18 歳以上の軽度・中等度の難聴者が補聴器を購入する費用の一部を補助します

軽度・中等度の難聴でお困りの皆さんが円滑な日常生活を送れるようにするため、村では、補聴器相談医等の診断を受け、難聴度に適合した補聴器を購入する方を対象に、購入費の一部を助成する事業を 7 月から新たに始めます。

本事業は、令和 5 年 5 月に議会に提出された「補聴器購入費の一部助成についての陳情書」を文教厚生委員会で審査し、令和 5 年 9 月の定例会において全会一致で陳情を採択した結果を受け事業化したものです。

● 対象者（要件をすべて満たす方）

- ① 東海村内に住所がある 18 歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の方
- ③ 身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ④ 補聴器相談医または法指定医が装用の必要を認めた方



● 助成額

1 人 1 回 1 台（効果の高い側の耳に装用する補聴器）

- （1）生活保護世帯の方 上限額 50,000 円
- （2）村・県民税非課税世帯の方 上限額 50,000 円
- （3）上記以外の世帯の方 上限額 25,000 円

● 手続の流れ（7 月 1 日以降）

- ① 総合相談支援課窓口または村ホームページから助成申請書を受け取る
- ② 補聴器相談医等に受診の上、意見書等を作成してもらう
- ③ 購入予定の事業者から補聴器の見積書を作成してもらう
- ④ 総合相談支援課に助成を申請する（申請書・意見書・見積書提出）
- ⑤ 総合相談支援課から申請者に交付（不交付）決定通知書を送付する
- ⑥ 補聴器を購入する（代金支払い）
- ⑦ 総合相談支援課に助成金を請求する（請求書・領収書）



6月3日(月)受付開始!

～東海村に住み働く若者を支援!～

東海村奨学金返還支援事業の開始について



村では、若い世代の経済的負担を軽減することで、村内への移住・定住を促進するとともに、医療・介護・福祉分野における人材を確保するため、前年度の奨学金返還額の一部または全部を補助します。

<補助の対象となる奨学金>

◆東海村奨学金 ◆日本学生支援機構貸与奨学金(第一種) ◆茨城県奨学資金

※複数の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか1つのみが対象となります。

<補助の種類は2つ>

	要 件	補助額
① 定住補助	▽学校教育法に規定する高等学校等程度以上の学校を卒業している ▽奨学金の貸与を受け、申請年度の前年度に奨学金を返還している ▽申請年度の前年度の4月1日から基準日(申請年度の6月1日)まで、継続して村に住民登録があり、居住している ▽申請年度の前年度の末日時点で30歳未満である ▽返還すべき奨学金及び村税等に滞納がない ▽他の奨学金返還に関する支援を受けていない ▽暴力団員等ではない	前年度返還額の最大半額補助! ・返還計画に基づいた額に限る ・貸与総額の100分の5又は121,000円のいずれか少ない額を上限とする
② 就業補助	▽「①定住補助」の要件を全て満たしている ▽村で指定した、医療・介護・福祉職の国家資格を有し、当該資格に基づき、村内の医療・介護・福祉事業所に就業し、社会保険に加入している又は村立小中学校に勤務している任期付村費教職員及び常勤講師 ▽公務員でない(村で指定した医療・介護・福祉職の国家資格を有し、当該資格に基づき村立小中学校、村立認定こども園、村立保育所及び村立幼稚園に勤務する会計年度任用職員を除く)	前年度返還額の最大半額補助! ・返還計画に基づいた額に限る ・貸与総額の100分の5又は121,000円のいずれか少ない額を上限とする

①定住補助 ②就業補助 の2つの要件を満たせば、
最大全額補助!!

<申し込み期間>

令和6年6月3日(月)から7月31日(水)

<申し込み方法>

電子申請(いばらき電子申請・届出サービス)



▲村公式HP





若者がまちづくりの主役だ！

「とうかいむら高校生まちづくりスクール」・「東海村わかもの会議」が始動

村では、若い世代がやりたいことにチャレンジすることができ、まちづくりに関わる
とができるさまざまな機会を創設していこうとの思いから、若者が主役となるまちづくり
の取組みを推進しています。

2年目となる今年度は、「まちづくりに興味がある」「東海村をより住みやすいまちにした
い」「地域に飛び出して交流したい」などの想いを実現する場として、高校生・大学生など
が誰でも参加することができる2つのプログラムを展開します。

東海村が若者とともに取り組む「わかもののまちづくり」にぜひご注目ください。

Program

01

とうかいむら高校生まちづくりスクール

自分の「好き」からまちづくりを学ぼう！

自分の興味関心とまちの課題や資源をかけ合わせて、マイプロジェクト
づくりに取り組みます。自ら実践しながら、まちづくりや自分自身を発
見するための入門講座です。

Program

02

東海村わかもの会議

若者の声でまちを変えよう！

年間を通じて、仲間とおしゃべりしながら、時には対話を重ねて、
みんながやりたいと思ったことをカタチにしていくことで、東海村を若者が
住みたい・住み続けたいまちにするための企画提案に取り組みます。

若者が まちづくりの 主役だ！

東海村の
「わかもののまちづくり」が
本格始動します。



主催：東海村(総合戦略部 地域戦略課 わかもののまち推進担当)
TEL.029-282-1711 E-mail: t-pro@vill.tokai.ibaraki.jp

東海村は、若者が主役となるまちづくりの取り組みを進めています。

「まちづくりに興味がある」「東海村をより住みやすいまちにしたい!」「地域に飛び出して他の学校の人とも交流したい」など、高校生・大学生などが誰でも参加できるふたつのプログラムを用意しています。

Program

01

とうかいむら高校生まちづくりスクール

自分の「好き」からまちづくりを学ぼう!

自分の興味関心とまちの課題や資源を掛け合わせて、マイプロジェクトづくりに取り組みます。実践しながらまちづくりや自分自身を発見するための入門講座です。

●対象: 村内に在住・在学もしくは近隣の高校に通う高校生 ●場所: 東海村産業情報プラザiVilなど

スケジュール

1	6月22日(土)	14:00-17:00	オリエンテーション
2	7月20日(土)	10:00-16:00	まちづくりってなに?
3	8月17日(土)	14:00-17:00	中間報告会
4	9月14日(土)	14:00-17:00	マイプロジェクト会議
5	10月20日(日)	10:00-16:00	最終報告会

申込みは
こちらから



申込期限
6月16日(日)まで

申込条件: 上記全ての回に参加できること(遅刻・早退は要相談)

Program

02

東海村わかもの会議

若者の声でまちを変えよう!

1年間を通じて、話し合ったり、実際に活動することを通じて、東海村を若者が住みたい・住み続けたいまちにするための企画提案に取り組みます。

これまでの
活動状況は
こちら▶



●対象: 村内に在住・在学もしくは近隣の高校、大学、専門学校などに通う学生 ●場所: 東海村産業情報プラザiVilなど

スケジュール

2024年6月から2025年3月までの月1回程度

- 毎回14:00-17:00を活動予定としています。
- 活動日は、2024年6月29日、7月27日、8月25日、9月29日、10月20日、11月24日、12月22日、2025年1月26日、2月23日、3月30日を仮設定していますが、参加メンバー決定後、メンバーと協議の上決定します。
- 6月29日(土) 14:00-17:00と10月20日(日) 10:00-16:00に必ず参加できることが申込条件です。

申込みは
こちらから



申込期限
6月23日(日)まで

令和6年第2回東海村議会定例会提出議案概要

令和6年5月29日

議案番号	議 案 名	説 明
報告第9号	令和5年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書	令和6年第1回定例会において、令和5年度東海村一般会計補正予算（第10号）で議決をいただきました繰越明許費のうち、406,946千円につきましては、353,145千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第10号	令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	令和6年第1回定例会において、令和5年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）で議決をいただきました繰越明許費143,713千円につきましては、141,324千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第11号	令和5年度東海村水道事業会計予算繰越計算書	建設改良に要する経費のうち、8,320千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。
報告第12号	令和5年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書	流域下水道建設に要する経費のうち、16,738千円を令和6年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。
議案第45号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。 第1条関係（東海村監査委員条例の一部改正） 第2条関係（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正） 第3条関係（東海村下水道事業の設置等に関する条例の一部改正） 第4条関係（東海村水道事業の設置等に関する条例の一部改正） 第5条関係（東海村病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

議案第 46 号	東海村学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	東海村学童クラブにおいて、年間を通して長期休業期間中の一時利用者の受入を実施するに当たり、当該一時利用に係る利用料金を新たに設定するため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 47 号	東海村空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、新たに定義された特定空家になるおそれのある管理不全空家等に係る規定の新設及び引用条項の整理等の必要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 48 号	令和 6 年度東海村一般会計補正予算（第 2 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 1 4 1, 8 3 6 千円を追加し、予算総額を 2 1, 8 0 5, 2 3 0 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルスの定期接種化に伴う接種業務の委託、(仮称)東海村緊急保育所の整備に係る備品購入、白方小学校の給湯設備改修等に必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 （1）繰入金 9 3, 6 2 8 千円 （2）諸収入 4 8, 2 0 8 千円 2 歳出 （1）民生費 1 6, 2 3 6 千円 （2）衛生費 9 0, 2 2 0 千円 （3）消防費 7, 7 7 0 千円 （4）教育費 2 7, 6 1 0 千円
議案第 49 号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する関係地方公共団体の協議について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による現行の被保険者証の廃止、関係市町村の事務処理時期を勘案した負担金の額算定基準日の変更等に伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- ※ 法律等関係
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
 - ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）
 - ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）

なお、今会期中に補正予算 1 件，工事請負契約の締結 9 件を追加提出したく準備をしておりますので，よろしくお願いいたします。

令和 6 年第 2 回東海村議会定例会 補正予算案参考資料

1. 一般会計補正予算（議案第 48 号 令和 6 年度一般会計補正予算第 2 号）

(1) 一般会計歳入歳出予算款別総括表

(単位：千円)

歳入			
款	補正前	補正額	補正後
村税	11,063,125	0	11,063,125
地方譲与税	184,238	0	184,238
利子割交付金	2,590	0	2,590
配当割交付金	32,348	0	32,348
株式等譲渡所得割交付金	37,979	0	37,979
法人事業税交付金	109,457	0	109,457
地方消費税交付金	1,070,761	0	1,070,761
自動車取得税交付金	1	0	1
環境性能割交付金	14,079	0	14,079
地方特例交付金	224,151	0	224,151
地方交付税	2,000	0	2,000
交通安全対策特別交付金	4,000	0	4,000
分担金及び負担金	72,821	0	72,821
使用料及び手数料	148,053	0	148,053
国庫支出金	4,134,433	0	4,134,433
県支出金	1,261,834	0	1,261,834
財産収入	38,861	0	38,861
寄附金	131,001	0	131,001
繰入金	2,077,509	93,628	2,171,137
繰越金	200,000	0	200,000
諸収入	363,453	48,208	411,661
村債	490,700	0	490,700
計	21,663,394	141,836	21,805,230

歳出			
款	補正前	補正額	補正後
議会費	210,633	0	210,633
総務費	3,184,541	0	3,184,541
民生費	7,175,435	16,236	7,191,671
衛生費	2,411,710	90,220	2,501,930
農林水産業費	420,699	0	420,699
商工費	468,376	0	468,376
土木費	3,056,690	0	3,056,690
消防費	797,513	7,770	805,283
教育費	3,545,702	27,610	3,573,312
災害復旧費	9	0	9
公債費	208,479	0	208,479
諸支出金	133,607	0	133,607
予備費	50,000	0	50,000
計	21,663,394	141,836	21,805,230

(2) 一般会計歳入予算の主な内訳

1. 繰入金【93,628 千円】

①財政調整基金繰入金（93,628 千円）

新型コロナウイルスワクチンの定期接種化、(仮称) 緊急保育所の年度内開所に向けた整備等の財源に充てるため、所要の額を増額補正する。

財政調整基金 R6 年度末残高見込み 5,995,008 千円

2. 諸収入【48,208 千円】

①自治総合センターコミュニティ助成金（400 千円）

自治総合センターコミュニティ助成金の決定を受けたため、所要の額を増額補正する。
(補助率 10/10)

②新型コロナワクチン接種費用助成金（47,808 千円）

令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る費用について、助成金の歳入が見込まれるため、所要の額を増額補正する。(8,300 円×5,760 人(対象者(65 歳以上)の接種率 60%)を想定)

(3) 一般会計歳出予算の主な内訳

1. 民生費【16,236 千円】

①給食調理業務委託料（3,960 千円）

(仮称) 緊急保育所の年度内開所に向けて、所要の額を増額補正する。

②(仮称) 東海村緊急保育所備品購入費（12,276 千円）

設計業務完了に伴い、必要な調理器具が確定したため、所要の額を増額補正する。

2. 衛生費【90,220 千円】

①予防接種事業（90,220 千円）

令和6年度から開始となる新型コロナウイルスワクチンの定期接種の方針が示されたことに伴い、予防接種委託料、新型コロナワクチン予診票作成業務委託料、案内文書印刷代等について、所要の額を増額補正する。

3. 消防費【7,770 千円】

①自治総合センターコミュニティ助成金（400 千円）

令和6年3月末に自治総合センターコミュニティ助成金（地域防災）の決定を受けたため、所要の額を増額補正する。（百塚区自治会防災委員会）

②防火水槽撤去工事（7,370 千円）

白方地内の防火水槽の土地所有者から土地利用の変更に伴い、防火水槽の撤去及び土地の返還を求められたことから、早急に撤去するため、当該撤去費用について増額補正する。

なお、消防水利の基準となる当該地域の建物から140メートル以内に消火栓が設置済みであることから撤去に支障はない。

4. 教育費【27,610 千円】

①白方小学校給湯設備改修工事（27,610 千円）

令和6年に入り白方小学校の給食室系統の給湯設備が故障により十分な湯量供給ができない状況になった。メーカーの製造期間終了により修繕が不可能であり、完全に故障すると給食提供に支障があることから、当該工事により設備の入れ替えを行うため、所要の額を増額補正する。



いいムラをつくらう
とうかいむら

